

改正 平成20年4月1日法人規程第3号 平成21年4月1日法人規程第6号  
平成21年12月7日法人規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人九州歯科大学非常勤職員等就業規則（平成18年法人規程第32号。以下「非常勤職員等就業規則」という。）第19条の規定に基づき、非常勤職員等就業規則の規定の適用を受ける非常勤職員等の賃金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賃金の種類)

第2条 非常勤職員等の賃金は、給料及び諸手当とする。

- 2 給料は月額で定めるもののほか、勤務1日当たりの給料（以下「日給」という。）及び勤務1時間当たりの給料（以下「時間給」という。）によるものとする。
- 3 諸手当は、次に掲げるもののうち、当該非常勤職員等の職務内容、勤務形態等に応じて必要なものとし、非常勤職員等ごとに、労働条件通知書において定めたものとする。

- (1) 通勤手当
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 休日勤務手当
- (4) 夜間勤務手当
- (5) 宿日直手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 期末手当及び勤勉手当

(給料の決定)

第3条 非常勤職員等の給料については、当該非常勤職員等の職務内容に応じ、福岡県が任用する非常勤職員又は臨時職員の報酬月額又は任用単価の例により理事長が定めるものとする。

- 2 非常勤職員等のうち、保健師、看護師その他資格、免許等を必要とする職種のものについては、公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（平成18年法人規程第14号。以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員の初任給基準を基礎として、当該職種と同種の業務に従事した経験がある場合は、その経験年数に応じて加算することができることとし、理事長が定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認める場合には、前2項の規定による金額によらないで非常勤職員等の給料の額を決定することができる。

(賃金の支給)

第4条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 2 給料並びに第2条第3項第1号及び第2号に定める手当は、その月の月額の全額を翌月10日に支給する。ただし、10日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。
- 3 第2条第3項第5号に定める手当は、6月30日及び12月10日（以下この項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、給料を日給及び時間給により支給される者の賃金は、その雇用期間等に応じて個別に定めた日に支給する。
- 5 前4項の規定にかかわらず、給料を月額で定める者の賃金は、職員給与規程第9条の規定を準用する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる非常勤職員等に対し、日額550円（給料を月額で定める非常勤職員等にあつては、月額11,550円）を限度として、職員給与規程第17条第1項各号の規定を準用して算定した額を支給することができる。

- (1) 第3条第1項に規定する資格免許を要する職種の非常勤職員等

- (2) 勤務の終了時刻が夜間の時間帯である場合、その他理事長が特に必要と認める非常勤職員等
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる非常勤職員等のうち、理事長が特に必要と認める者については、職員給与規程第17条により算定される額の範囲内で、前項本文に規定する限度を超えて支給することができる。
  - 3 通勤手当は、給料を日額又は時間給で定める非常勤職員等が1日を通じて欠勤した場合（給料が支給される日を除く。）は、当該欠勤した日については支給しない。
  - 4 前各項に定めるもののほか、非常勤職員等に対する通勤手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(賃金の減額)

第6条 非常勤職員等が勤務しないときは、非常勤職員等就業規則第29条において準用する公立大学法人九州歯科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年法人規程第22号）第11条の2に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）、非常勤職員就業規則第25条第3号に規定する祝日法による休日（非常勤職員等就業規則第27条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した非常勤職員等にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は非常勤職員等就業規則第25条第4号に規定する年末年始の休日（非常勤職員等就業規則第27条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した非常勤職員等にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する1時間当たりの賃金額を減額して賃金を支給する。

(時間外勤務手当)

第7条 正規の勤務時間（労働条件通知書において定めた勤務を要する日の勤務時間をいう。ただし、非常勤職員等就業規則第26条及び第27条により、週休日を振り替え、又は祝日等に特に勤務を命じた日にあつては、当該振り替えられた日又は勤務を命じられた日に割り振られた勤務時間とする。）外に勤務することを命ぜられた非常勤職員等には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの賃金額（以下この条において「勤務1時間当たりの賃金額」という。）に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間が1週間につき38時間45分未満の非常勤職員等については、正規の勤務時間外に勤務した時間のうち全労働時間が1週間につき38時間45分に達するまでの時間に対しては、勤務1時間当たりの賃金額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第1項勤務」という。）の時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務の全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの賃金額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの賃金額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する38時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第8条 非常勤職員等就業規則第29条によって準用される公立大学法人九州歯科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年法人規程第22号）の規定が準用される非常勤職員等について、非常勤職員等就業規則第25条第3号に規定する祝日法による休日（毎日曜日を週休日と定められている非常勤職員等以外のものにあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び非常勤職員等就業規則第25条第4号に規定する年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた非常勤職員等には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した非常勤職員等についても、同様とする。

（夜間勤務手当）

第9条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する非常勤職員等には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの賃金額の算出）

第10条 前4条に規定する勤務1時間当たりの賃金額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。ただし、日給で賃金を支給される者については、日給を当該非常勤職員等の1日の勤務時間で除した額、時間給で賃金を支給される者については当該時間給の額とする。

（端数計算）

第11条 前2条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額又は勤務1時間当たりの賃金額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（宿日直手当）

第12条 宿日直手当の額については、当該非常勤職員等の職務内容に応じて、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）の定めるところに従って理事長が定める。

（期末手当及び勤勉手当）

第13条 期末手当及び勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ基準日の属する月における第4条第3項に定める日に支給する。

2 期末手当の額は、職員給与規程第26条の規定の例により算定した額とする。この場合において、「期末手当基礎額」とあるのは「給料の月額（給料を日額で決定されている場合にあつては、日額に21を乗じた額とする。）」と読み替えて適用する。

3 勤勉手当の額は、職員給与規程第29条の規定の例により算定した額とする。この場合において、「勤勉手当基礎額」とあるのは、「給料の月額（給料を日額で決定されている場合にあつては、日額に21を乗じた額とする。）」と読み替えて適用する。

4 前2項の規定にかかわらず、理事長は、非常勤職員等のうち特に必要があると認める者については期末勤勉手当の算定について、労働契約において別の定めをすることにより、当該別の定めによる額を支給することができる。ただし、当該別の定めは、前2項により算定する額を超えることはできない。

（特殊勤務手当）

第14条 特殊勤務手当の額等については、職員給与規程第33条の規定を準用する。

（端数の処理）

第15条 この規程により計算した賃金の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（賃金の支払）

第16条 賃金の支払は、非常勤職員等の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により行うことができる。

2 賃金を支払う場合においては、源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労基法第24条に基づく協定に定めるものについては、協定の定めるところにより、当該非常勤職員等の賃

金から控除することができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日法人規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日法人規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月7日法人規程第15号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。